

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正 保安林に指定する予定である旨の通知	(防 災 課) 五二三 ^{ページ}
道路の供用開始	(治 山 課) 五二三
道路の区域変更	(道 路 維 持 課) 五二四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(同) (五二四)
	(砂 防 課) 五二五

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環 境 生 活 政 策 課) 五二五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同) (五二六)
土地改良事業の施行の適当の決定	(農 地 計 画 課) 五二六
土地改良事業の工事の完了	(同) (五二六)
保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課) 五二六
土地改良区の定款の変更認可	(下 呂 農 林 事 務 所) 五二七

告示

第二千七百七十一号
平成二十二年八月六日

(金曜日)

岐阜県告示第四百四十三号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程(平成七年岐阜県告示第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

第四十条を削り、第四十一条を第四十条とする。

別記第四号様式 一及び別記第四号様式 二を削る。

附 則

この告示は、平成二十二年八月六日から施行する。

岐阜県告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字梅原字高田二四一四から二四一七まで、二四一九から二四二四まで、葛原字下塩後二八九二、二八八八・二八九一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、柿野字向山九二二、九二三の一、船越字柏原六三八、六四一、六四二の一、六四四、六四八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。

2 字高田二四一四から二四一七まで、二四一九から二四二四まで、字下塩後二八八、二八九一、二八九二(次の図に示す部分に限る。)、字向山九二二、字柏原六三八、六四一、六四二の一、六四四、六四八の一

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

一般	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は日)
四百十八		山県市中洞字高折下一四六番五地先から				平成	平成

国道	号	同市同五地先まで	字西杉下七九番	三〇〇	三・八・六	二二・二・二六
----	---	----------	---------	-----	-------	---------

岐阜県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は日)
一般	四百十八	美濃加茂市山之上町字仲屋一八六四番地一地从先から	同市同町字野中一六〇一番地先まで	三六〇	平成三・八・六	平成一四・七・九

岐阜県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路	区域	敷地の幅	延長
	変更	員	

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人クローバ
- 三 代表者の氏名 島田 貴子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市北鶉四丁目四〇番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、主に家事や育児にに従事する女性に対して、地域社会との交流、知識の向上、社会支援などの契機および存続にかかわる事業を行い、健全で明るい社会の実現および地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はなたま
- 三 代表者の氏名 平井 三千男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町中一四三一番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の中高齢者に対して、個々の生涯学習を目的とする勉強会、地域相互扶助を目的とするカウんセリングの開催、中高齢者に対する送迎・介護に関する事業を行い、地域の文化活動・社会生活・地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用す

る同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下呂市高畑地区	萩原庁舎前 揭示場	同	平成二二・八・六から 九・三まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	杵ヶ洞地区	平成一六・一一・二六

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、相手方が知れないので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を山県市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 相手方の登記簿上の住所及び氏名

岐阜市上竹屋町 株式会社岐阜銀行

山県郡高富町高富一二二一番地 株式会社山県銀行

二 通知の要旨

平成二十二年八月六日付け岐阜県告示第四百四十四号のとおり、森林が保安林に指定される予定である。

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
金 山 町 東 沓 部 土 地 改 良 区	平 成 二 二 ・ 七 ・ 二 七

平成二十二年八月六日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一號

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター